

## 【質問3：寄附金について】

### <回答>

#### 1. 寄附金を支出した場合の税制上の優遇について

##### (1) 国税（所得税）の寄附金控除

個人の納税者が国や地方公共団体などに対し、税法に規定する寄附金を支出した場合は、下記の金額を所得から控除することが出来る。

$$\text{寄附金控除額} = \text{寄附金の額} - 2,000 \text{円} \quad (\text{寄附金は所得の40\%限度})$$

政党や公益法人などに対する一定の寄附金については所得税額からの控除も可能。

$$\begin{aligned} \text{寄附金特別控除額} &= (\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times 30 \sim 40\% \\ &(\text{寄附金は所得の40\%限度、特別控除額は所得税額の25\%限度}) \end{aligned}$$

##### (2) 地方税（住民税）の寄附金税額控除

国が課する所得税の他、地方公共団体から課される住民税があるが、こちらも一定の寄附金については税額控除の対象となる。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

また、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）については、特例により控除額の上乗せがあり、原則として所得税とあわせて自己負担額の2,000円を除いた全額が税額控除される仕組みとなっている。

ふるさと納税は、居住地に関係なく、任意の地方公共団体に寄附でき、地方公共団体からは地方の特産品等が返礼品として贈られるのが慣例となっているが、地方公共団体による寄附金獲得競争が過熱し、高額な返礼品が問題となっている。また、都市部から地方へ税収の移転が加速するとともに、高額所得者ほど寄附のメリットが高いことから、地方公共団体間・納税者間の不公平感が高まるデメリットが指摘されている。

#### 2. ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税」は、自分の生まれ故郷や、応援したい自治体など、自分が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える金額について、一定の上限を超えない限り、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度である。

2008年（平成20年）度の税制改正によって開始されたこの制度は、寄附金の控除に加え、各自治体から特産品が贈られてくるなどのメリットもあり、開始時には年間3.3万人の適用者で72億円の寄附額だったものが、2015年（平成27年）には年間

130 万人の適用者が 1,470 億円の寄附金を全国各地の自治体へ寄附し、998 億円の控除を受けている。

このように「ふるさと納税」の適用者が増加する中で、平成 27 年度税制改正において制度の拡充が行われ、上限額が約 2 倍に増額されるとともに、控除に必要な確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が開始された。

給与所得者等で本来は確定申告が不要な納税者が「ふるさと納税」を行う場合、納税先の自治体数が 5 団体以内で、各納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することを要件として、申告を省略することができる。「ふるさと納税」制度の開始以来、東日本大震災による被災自治体支援によって大きく伸びた平成 23 年をピークに伸び悩んでいた寄附額は、2015 年（平成 27 年）には前年の 4 倍へと増加し、適用者の約 1 / 3 を占める 42 万人が納税ワンストップ特例制度を利用し、247 億円の寄附を行い、229 億円の控除を受けている。